

令和6年度 第5回 大阪港湾局服務規律確保推進委員会

日 時：令和6年10月8日（火） 11：00～

場 所：大阪港湾局 第1会議室

議 題

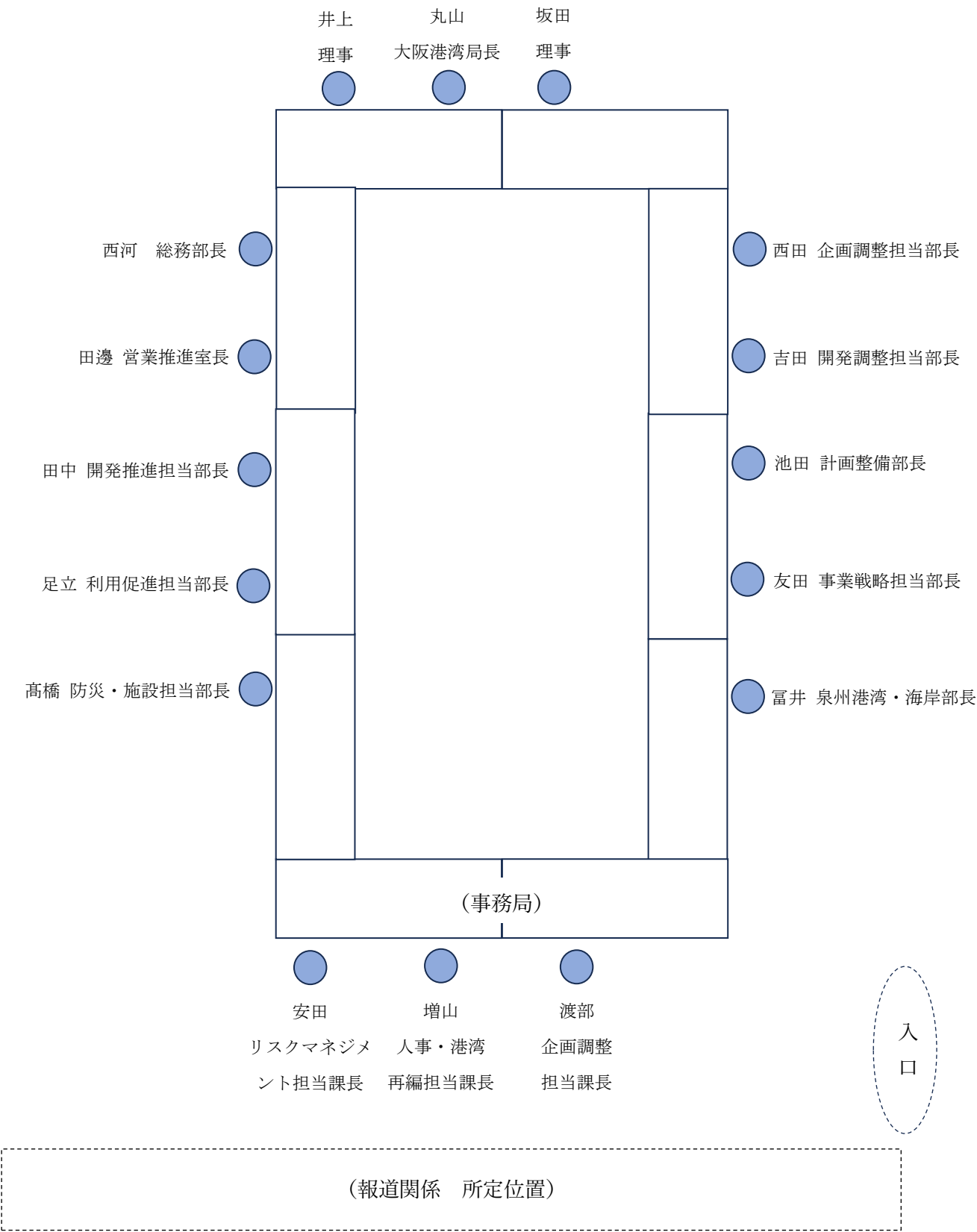
- 1 8月の懲戒処分について
- 2 休暇、超勤、休職者の状況について
- 3 入札等監視委員会の意見への対応について
- 4 その他

大阪港湾局服務規律確保推進委員会 名簿

委員長	丸山 大阪港湾局長
副委員長	坂田 理事
	井上 理事
委員	西河 総務部長
	西田 企画調整担当部長
	田邊 営業推進室長
	吉田 開発調整担当部長
	田中 開発推進担当部長
	池田 計画整備部長
	足立 利用促進担当部長
	友田 事業戦略担当部長
	高橋 防災・施設担当部長
	富井 泉州港湾・海岸部長

令和6年度 第5回 大阪港湾局服務規律確保推進委員会 座席表

大阪港湾局 第1会議室



懲戒処分の公表

ページ番号：175852 2024年9月10日

大阪市では、大阪市職員基本条例に基づき、毎月1回、前月に行った懲戒処分を公表しております。

令和6年8月の懲戒処分の公表について

項番	所属	階級 (管理職のみ)	職種	年齢 (処分時)	処分内容 (年月日)	事案概要
1	教育委員会 (学校園)		中学校 主務教諭	51	停職3月 (令和6年8月1日)	令和6年3月から4月までの間、平日の概ね9時から13時、延べ18日にわたり、マンション清掃のアルバイトを行い、報酬として8万円を受け取った。 また、事実確認において虚偽の報告を行い、さらにアルバイト雇用先の会社に対して、調査に協力しないよう依頼するなど隠ぺいを図った。
2	教育委員会 (学校園)		小学校 講師	50	停職1月 (令和6年8月28日)	令和2年度から令和5年度にかけて、市民税・府民税及びそれにかかる延滞金を滞納し、複数回にわたって納付の督促を受けたにもかかわらず滞納を続けたため、給与の差押えを受けた。
3	教育委員会 (学校園)		小学校 主務教諭	37	減給1月 (令和6年8月29日)	令和4年2学期の後半、授業中にトイレに行きたいと申し出た児童に対して、休み時間にトイレに行っていないことを理由に、トイレへ行かせなかった。
4	大阪港湾局		技能職員	60	減給 (令和6年8月30日)	令和6年3月、延べ3日にわたり、公用車内における項番5の職員との会話の中で、同僚職員数名を指して、部落差別を意図する賤称語を数十回にわたり執拗に繰り返しつつ誹謗中傷した。
5	大阪港湾局		技能職員	59	減給 (令和6年8月30日)	項番4の職員の差別発言に対して、注意・指導する立場でありながら、当該発言を助長する部落差別発言を行った。

この件に関するお問い合わせ

教育委員会（学校園）

教育委員会事務局教務部教職員人事担当

電話番号：06-6208-9059

ファックス：06-6202-7053

その他

総務局人事部人事課

電話番号：[06-6208-7516](tel:06-6208-7516)

ファックス：06-6202-7070

このページの作成者・問合せ先

大阪市 総務局人事部人事課

住所：〒530-8201大阪市北区中之島1丁目3番20号（大阪市役所4階）

電話：[06-6208-7511](tel:06-6208-7511)

ファックス：06-6202-7070

[メール送信フォーム](#)

Copyright (C) City of Osaka All rights reserved.